

第3章 数量制限

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

GATT 11条においては、「加盟国は、関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない」と数量制限の一般的禁止が規定されている。これは、数量制限措置が関税措置よりも国内産業保護の度合いが強く、直接的に自由貿易を歪曲する蓋然性を有する措置とみなされているからである。例えば、相手国が関税による輸入制限措置をとっている場合でも、輸出者が価格競争力をつければ輸出を伸ばすことが可能となるが、輸入数量制限を行っている場合には、いくら価格競争力をつけても制限数量以上の輸出は不可能である。また、需要が供給を十分に上回る場合には、価格が高くとも物品を購入しようとするが、数量制限が行われている限りその需要は満たされない。こうしたことから、数量制限措置は関税措置よりも貿易歪曲効果が大きい措置としてその禁止がGATTの基本原則とされてきたのである。

(2) 法的規律の概要

①数量制限措置に係る1994年のGATTの概要

GATT 11条は、WTO加盟国に対して原則として製品の輸入制限、輸出制限を行うことを禁止しているが、同時に、限定的又は暫定的にこれを容認するいくつかの例外規定も置かれている（図表II-3-1参照）。

<図表II-3-1>数量制限措置に係る1994年のGATTの概要

GATT 11条に規定されている例外

- ・食糧その他輸出国にとって不可欠な物資が危機的に不足することを防止、緩和するための一時的な輸出禁止又は制限（同条2項（a））
- ・基準認証制度等の運用のために必要な輸出入の禁止又は制限（同条2項（b））
- ・国内農漁業の生産制限措置の実施のために必要な農漁業製品の輸入制限（同条2項（c））

GATT 11条以外にGATTで規定されている例外

（ア）非経済的な目的のための例外

- ・公徳の保護、人、動物等の生命又は健康の保護等を目的とした一般的例外（20条）
- ・安全保障のための例外（21条）

（イ）経済的な目的のための例外

- ・国際收支擁護のための数量制限（一般の加盟国については12条、初期の経済開発段階にある開発途上国については18条B） ※
- ・初期の経済開発段階にある開発途上国等における特定産業保護確立のための数量制限（18条C、D） ※
- ・輸入急増による国内産業への重大な損害を防止、救済するための数量制限（セーフガード）（19条） ※

※但し、これらの例外規定に基づき実施される数量制限は、原則無差別に適用されること（13条）等を条件としている

- ・パネル勧告の未履行に対する対抗措置としての数量制限（23条2項）
- ・閣僚会議（非開催期間中は一般理事会）で例外として認められたウェーバー取得による数量制限（ウェーバー取得の要件については、第1章「最恵国待遇」参照）

②国際収支（Balance of Payments (BOP)）の擁護のための輸入制限

国際収支擁護のための輸入制限措置を認めた GATT の規定（12条、18条 B）は、IMF により国際収支上の困難があると認められた場合に援用可能（15条2項）であるが、いわゆる IMF 8 条国（原則として為替制限の認められない国）については、こうした国際収支上の困難があると認められた例は少ない。なお、GATT 12 条は全加盟国によって援用可能であるのに対して、18 条 B は開発途上国のみが援用可能である。

<図表 II-3-2> 近年の GATT 12 条・18 条 B に基づく措置に関する WTO 国際収支委員会（BOP 委員会）での協議状況

国名 (援用年)	根拠条文	直近協議	措置内容	現状
エクアドル (2015年)	18条B	2015年10月	輸入課徴金	2015年4月、国際収支の深刻な悪化のため、最大15ヶ月間、輸入課徴金を賦課する旨を BOP 委員会に通報。2016年4月の地震発生を理由に、同措置をさらに1年延長する旨を同委員会に通報。そのうえで、2017年7月、同年6月に同措置が終了した旨を通報。BOP 委員会における計7回の協議では、輸入課徴金が WTO ルールを遵守しているか否かについてコンセンサスに至らず、2017年8月、BOP 委員会は、同措置の撤廃を確認し、エクアドルとの協議を終了した旨の報告書を一般理事会に提出し、同年10月、同報告書が採択された。
ウクライナ (2015年)	12条	2015年6月	輸入課徴金	2015年1月、国際収支の深刻な悪化及び外貨準備の大幅な減少のため、1年間、輸入課徴金を賦課する旨を BOP 委員会に通報。しかしながら、同年6月の協議において、同措置について、加盟国間のコンセンサスを得られなかった。同国は当該輸入課徴金制度を、2016年1月1日に撤廃。

このように GATT 12 条、18 条 B は、同条の要件を満たすか否かの判断が厳格になされていなかったため濫用される事例もあった。このため、WTO 協定では、同条項の発動要件の明確化が図られ（図表 II - 3 - 3）、対象品目や措置の撤廃時期を明確にすること等が援用国に求められるようになった。

<図表 II-3-3> 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解

発動要件及び発動手続	<p>① 輸入制限的な措置は、輸入の全般的な水準を管理するためののみとすることができ、また、国際収支の状況に対処するために必要な限度を超えてはならない。（パラグラフ 4）</p> <p>② 輸入制限的な措置の撤廃の時期についての予定を公表する。（パラグラフ 1 及びパラグラフ 9）</p> <p>③ 危機的な状況が存在する場合を除き、数量制限を避けるよう努力し、価格を基礎とする措置を優先してとる。（パラグラフ 2 及びパラグラフ 3）</p> <p>④ 同一の産品について 2 種類以上の輸入制限的な措置をとることはできない。（パラグラフ 3）</p>
------------	--

BOP 委員会	① 国際収支擁護措置の発動後 4 か月以内に、委員会との協議を開始し、適宜、GATT 12 条及び 18 条の規定に従って協議を行う。（パラグラフ 6） ② 委員会は、一般理事会に対し協議に関して報告する。（パラグラフ 13）
---------	--

③農業に関する協定

農業分野に関しては、(a) 米国が農産物価格支持政策による穀物増産と輸出を拡大してきたこと、(b) EU が共通農業政策（CAP）による農産物価格支持政策、輸入課徴金、及び輸出補助金により大口輸入国から大口輸出国に転じたこと、(c) 穀物に関して、1970 年代前半までの不足基調から過剰基調へと国際的需給が変化し、穀物輸出競争が激化してきたこと等を背景として、ウルグアイ・ラウンドにおける交渉が難航したものの、各国が市場アクセス（関税化等）、国内助成（補助金削減等）、輸出競争の 3 分野における具体的かつ拘束力のある約束を作成して 1995 年から 2000 年までの 6 年間の実施期間においてこれを実施することで合意された（図表 II - 3 - 4）。

<図表 II-3-4> 農業合意の概要（補助金に係る規律は、第 7 章「補助金・相殺措置」を参照）

非関税措置の関税化	すべての非関税措置を関税に置き換える（関税化）（農業協定 4 条 2 項）とともに、これらを譲許する。
関税の削減	譲許した関税は 6 年間にわたって農産物全体で 36%、タリフラインごとに最低 15% 削減する。
関税相当量、基準年	関税化する際の指標となる関税相当量（内外価格差）は、原則として国内卸売価格と輸入価格の差とし、その基準年を 1986～1988 年とする。
現行アクセス機会、ミニマム・アクセス機会の設定基準	関税化対象品目についての現行アクセス機会を維持する。但し、輸入がほとんどない場合については、ミニマム・アクセス機会を、実施期間の 1 年目については、国内消費量の 3% に設定し、実施期間満了までの間にこれを 5% に拡大する。
特別セーフガード（特別緊急調整措置）	関税化を行った品目については、以下の場合において特別緊急調整措置として追加的関税を、①の場合は関税の 1/3 を限度とし、当該年度に限り、②の場合は例えば 10% 超 40% 以下の下落に対しては、10% を超える分の 30% を、当該船荷に限り、賦課することができる（農業協定 5 条）。 ①輸入量が過去 3 年間の平均輸入量の一定割合を超えて増加した場合 ・市場アクセス機会が国内消費量の 10% 以下の場合：125% ・市場アクセス機会が国内消費量の 10% 超 30% 以下の場合：110% ・市場アクセス機会が国内消費量の 30% 超の場合：105% ②輸入価格が、1986～1988 年の年間平均価格（基準価格）より一定割合以上下落した場合
輸出禁止・制限に対する規律	農産物について輸出の禁止又は制限を行う国は、輸入国の食糧安全保障に与える影響に対して十分な考慮を行うとともに、農業委員会に通報し、実質的な利害関係を有する輸入国と協議を行う。（農業協定 12 条 1 項）

(注) 以下の基準を満たす農産物については、ミニマム・アクセスを一定率引き上げる（3%→5%を4%→8%）ことを条件に、関税化の特例措置（6年間関税化を実施しない）が認められる。

- (a) 基準期間（1986～1988年）において、当該農産物の輸入が国内消費量の 3% 未満であること。
- (b) 輸出補助金が付与されていないこと。
- (c) 効果的な生産制限措置がとられていること。

なお、実施期間中特例措置を終了させる場合は、ミニマム・アクセスの毎年度の増加率が終了した翌年度から低下する（0.8%→0.4%）。

(3) 経済的視点及び意義

輸入数量制限（相手国の輸出数量規制等の実質的な輸入数量制限を含む）の実施は、外国産品の輸入量を直接制限することで国内産品との直接の競合を回避させるため、短期的には輸入国内において当該産品を生産している産業の利益確保・拡大、当該産業における雇用の確保等に役立つ面があると考えられる。また、その国の貿易量が国際価格に影響を及ぼす大国の場合には、輸入数量の減少が交易条件を改善し、結果として輸入国全体の経済厚生を高める可能性もある。さらに、外国企業が、輸入数量制限による輸出量の減少を契機としてその国に直接投資を行って生産を移転すれば、雇用促進、技術移転の促進等の効果が生まれるかもしれない。

しかし、数量制限は、輸入国の消費者や輸入品を生産に用いる生産者等の外国産品へのアクセスを阻害し、価格上昇や産品の選択範囲の幅が狭まることを通じて経済的便益の低下をもたらす。数量制限が自国の交易条件を改善させても、それは他方では外国の交易条件の悪化をもたらしており、外国の経済厚生を低下させることになる。特に、自国の輸入数量制限が対抗措置として外国の輸入制限を誘発するのであれば、交易条件改善の利益も失われる。なお、数量制限によって生じる国際価格と国内価格の乖離は、レントとして輸出入ライセンスの所有者の利益となるが、輸入数量制限に比べて、輸出数量制限ではレントが海外へシフトする分、輸入国の経済厚生が低くなる。また、数量制限の実施にあたっては、数量・品種及び輸入業者・企業（輸出数量規制の場合には輸出業者・企業）を予め決定するため、その決定が恣意的で不透明になりやすく、産業間の不公平や輸出入ライセンスの取得に関する不公平をもたらす可能性がある。更に、輸入数量が国際価格や為替相場の変化に全く反応しなくなるという問題もある。このためGATT/WTOは一部の例外を除き、廃止すべきとしている。

また、数量制限が長く維持される場合、輸入による競争圧力が一定に保たれるため、厳しい競争環境が促す生産性の向上や、合理化に向けた企業努力を阻害すること等の悪影響を及ぼすおそれもある。そのため、暫定的な措置であるという位置づけを明確にして、この間に十分な産業構造の調整や生産性向上を行わない限り、例え短期的に有用となるケースがあったとしても、中長期的には当該産業の発展や当該制限実施国の経済的便益をかえって損なう蓋然性が高い。

2. 主要ケース

(1) 米国－キハダマグロの輸入規制（GATT パネル、DS21、29、33）¹

米国は、1972年海洋哺乳動物保護法（Marine Mammal Protection Act of 1972）に基づき、IATTC（全米熱帯まぐろ類条約）水域において、イルカの保護を目的として、混獲を行っているメキシコ等からのキハダマグロ及びその製品の輸入を禁止している。1991年、メキシコの要請でパネルが設置され、パネル報告が提出された。同報告は、（a）本措置はイルカ保護を達成する手段としては必要かつ適切なものとは必ずしも言えないこと、（b）自国の域外の対象保護を理由とした措置を安易に認めると、規制の必要性及び程度に関する一方的な認定によって他国の権利が危うくなることから、本措置は、GATT 11条に違反する数量制限であり、GATT 20条（b）や（g）では正当化されないとした。

その後、1992年9月、EU及びオランダの要請に基づき再度パネルが設置され、1994年5月に提出された報告では、本措置は他国の政策変更を強制するためにとられたものであり、そのような措置は、動物の生命又は健康の保護に必要なものであったり、有限天然資源の保存等を有効にすることを主たる目的とし得ないため、GATT 20条（b）や（g）では正当化されず、GATT 11条違反であるとした。

しかし、いずれの報告もGATT理事会での採択はなされていない。

¹ 本件に関しては、清水章雄「米国のキハダマグロ輸入制限」1994年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1994/94-7.pdf）も参照。

(2) 米国－エビの輸入規制（DS58）²

米国は、1989年施行の米国海亀保存法において、1991年5月以降、エビ漁業に関して、米国内と同等の海亀混獲回避プログラムを実施している旨が相手国政府からの証明（certification）で示されない限り、当該国からのエビ製品の輸入を禁止するとした。これに対しインド等がWTO紛争解決手続を開始したところ、パネルは、本措置がGATT 11条違反であること、多角的な貿易体制に脅威をもたらすような方法により他国の政策に影響を与えるような措置は、GATT 20条でも正当化されない等の判断を示し、上級委員会も概ねパネル判断を支持する結論を示した。

(3) ブラジル－再生タイヤの輸入に関する措置（DS332）³

2004年、ブラジルは、廃タイヤの堆積は病原体媒介の蚊の温床となり、マラリアやデング熱等の発生を促すことから、人間の生命及び健康に重大な悪影響があるとして、中古タイヤの輸入、販売、輸送、保管等の規制を導入し、再生タイヤの輸入を禁止した。これに対してECがWTO紛争解決手続を開始したところ、パネルは、ECの主張を認めGATT 11条違反を認定し、ブラジルが上級委員会において争わなかったためパネル段階で確定した。なお本件ではGATT 11条違反がGATT 20条（b）で正当化されるかも争われたが、上級委員会は、メルコスール諸国からの輸入等の例外が認められていたことは「恣意的な若しくは正当と認められない差別待遇」（同条柱書）に当たるとして正当化を認めなかった。

(4) アルゼンチン－非自動輸入ライセンス制度の導入・拡大（DS438、444、445）⁴

アルゼンチンは、遅くとも2009年以降、明文の法令に基づかない口頭の指導によって、輸出入均衡要求（輸入を行う条件として同額の輸出又は国内投資を求める措置）や輸入抑制等を目的とした国産化要求等の各種の貿易関連要求（Trade-related Requirements）を行っており、さらに、2012年2月には、事前輸入宣誓供述制度（DJAI）を制定し、輸入者が事前に輸入品目・数量・金額等の指定事項を連邦歳入庁に申告し事前承認を得ることが必要となった。

米国、EU及び日本は、アルゼンチンの輸入制限措置はGATT 11条1項に違反すると主張してWTO紛争解決手続を開始し、2014年8月、パネルは申立国の主張を認める報告書を公表した。パネルは、まず、貿易関連要求について、①口頭指導による措置の存在そのものについて争いがあったところ、政府発表文書や企業の宣誓供述書等の各種証拠資料によって、広汎な産業の輸入者に対する要求等の措置の存在を認定した。また、GATT 11条1項上の輸入制限（restriction）に該当するか否かの判断基準について、先例を踏まえつつ、輸入に対して制限的效果（limiting effect）を持つか否かである旨を判示したうえで、②要求に応じることが輸入の条件となっている点及び明文がなく透明性や予測可能性に欠ける点で輸入を制限するものであるとして、同項違反を認めた。また、事前宣誓供述制度についても、承認取得が輸入の条件となっており、同制度に参加し承認プロセスを停止・遅延しうる行政当局の範囲やその裁量行使基準が不明確であることから、輸入を制限し同項に違反すると判断した。2015年1月、上級委員会もパネルの判断を維持した。

² 本件に関し、原パネル及び上級委員会の報告書については川島富士雄「米国－エビ及びエビ製品の輸入禁止」1998年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1998/98-3.pdf）を、履行確認パネル及び上級委員会の報告書については小寺彰「米国－エビ・エビ製品の輸入禁止（21.5条）」2002年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2002/02-3.pdf）も、それぞれ参照。

³ 本件に関しては、川瀬剛志「ブラジル－再生タイヤの輸入に関する措置」2007年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2007/07-8.pdf）も参照。

⁴ 本件に関しては、阿部克則「アルゼンチン－物品輸入に影響する措置」2014年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2014/14-5.pdf）も参照。

(5) コロンビア—非自動輸入ライセンス制度の導入・拡大（DS461）

本件は、コロンビアが2013年1月に導入した繊維・衣類・履物に対する複合関税制度について、パナマが同年6月に協議要請した事案である。2015年11月にパネルはGATT 2条（譲許義務）不整合性を認め、GATT 20条（a）（公徳の保護）に基づく正当化を認めず、2016年6月に上級委員会もパネル判断を支持した。（原手続の詳細について、第II部第4章2.主要ケース（13）を参照のこと）

その後、コロンビアは、2016年11月付で関税措置を修正し、2017年2月に原判断を履行した旨の確認を求め、履行確認パネルの設置を要請した。これに対し同年5月にパナマも、①評価額に争いがある場合、基準価格以下の対象輸入品目の通関時に担保（銀行等による保証）の供与を求める措置（「特別担保措置」）及び②基準価格以下の対象輸入品目に適用される各種措置（上記特別担保措置、書面提出義務、入国地点規制等を含む）から成る関税レジーム（「特別輸入レジーム」）という2つの履行措置につき履行確認パネルの設置を要請し、両手続は同時に行われることとなった。

2018年10月公表のパネル報告書は、①特別担保措置については、本措置は担保の金額ではなく算定方法を定めるものにすぎないこと、評価額に争いがある場合の通関時の担保要求はWTO法上許容された措置であること、銀行等による保証を求める例は一般的といえること等から、いずれの主張も認めず、本措置は輸入への制限的効果を有しているとはいえない、とした。また、②特別輸入レジームについては、リスク分析のための一定の要求は国際貿易における日常的側面であることにも付言しつつ、構成要素のいずれにも（また総合しても）輸入への制限的効果が立証されていないとした。よって、パネルは、①及び②のいずれについても、GATT 11条1項不整合性を認めなかった。また、パネルは、GATT 2条1項（譲許税率）等の他の論点についてもパナマの主張を認めず、コロンビアの履行措置はWTO協定に整合すると結論づけた。パナマは、2018年11月に上訴したが、その後上級委員会は機能停止している。

(6) EU—エネルギー産業に関する措置（DS476）

2018年8月公表のパネル報告書は、EUガス指令に基づく具体的なインフラ免除措置（一定の主要インフラ措置について分離義務を免除するもの）の決定に関し、天然ガスを輸送するパイプラインの出口容量の上限を設定した点等に関して、GATT 11条1項不整合性を認定した（詳細について、第12章「サービス貿易」3.主要ケース（7）：④ガス指令上のインフラ免除措置を参照のこと）。

(7) インドネシア—園芸作物に対する輸入規制（DS477、478）及びインドネシア—鶏肉に対する輸入規制（DS484）⁵

インドネシアは、2013年から2014年にかけて、①園芸作物及び食肉、②鶏肉及び鶏肉製品に対して、それぞれ新たに輸入ライセンス制度を導入した。いずれも基本的には、商業省からの輸入ライセンスの取得だけでなく、対象産品の所管省である農業省からの推薦又は輸入勧告をも求め、かつ、それらの発出に際して様々な条件を課すものである。①園芸作物及び食肉につき2014年5月に米国及びニュージーランドが、②鶏肉につき2014年10月にブラジルが、GATT 11条1項違反等を主張してそれぞれ協議要請した。

(ア) 園芸作物及び食肉に関する輸入規制（DS477、478）

2016年12月、パネル報告書が公表された。申立国は、まず、(i)輸入ライセンスや推薦状の申請期間や有効期間が限定されていること、(ii)申請時に設定された輸入条件が硬直的であること、(iii)輸入ライセンスにおいて特定された輸入量の8割を実際に輸入する義務があること、(iv)収穫期により輸入可能な期間が限定されること、(v)申請した輸入量全量を収容できる貯蔵庫をインドネシア国内に保有する必要があること、(vi)輸入品の用途・販売先・流通先が限定されること、(vii)一部品目に対する参照価格の適用、(viii)収穫後6か月以内に輸入する必要がある

⁵ 本件の履行確認パネル報告書に関しては、平覚「インドネシア・鶏肉及び鶏肉産品の輸入に関する措置」2021年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2021/21-5.pdf）も参照。

ること等を、それぞれ個別措置として特定した。さらに、これらの個別措置から構成される輸入ライセンス規制全体（as a whole）も、別途の措置として特定した。

パネルは、各個別措置について輸入に対する制限的効果を認め、また、規制全体についても、各構成措置が相互に関連し、制限的効果が悪化することを認めて GATT 11 条 1 項違反を認定した。

また、インドネシアは GATT 20 条(a)号（公徳の保護）、(b)号（健康の保護）、(d)号（法令遵守）による正当化を主張したが、パネルは、上記(i)-(vii)に関しては、措置の構造に鑑みても、措置が(a)・(b)各号規定の規制目的を達成できないわけではない（not incapable）と評価できる結びつきが見当たらないため、措置とこれらの規制目的の関連性が認められず、また、インドネシアは(d)号上の WTO 整合的な法令を特定できていない（そのため、(d)号上の措置と目的の関連性を検討できない）、とした。上記(viii)については(b)号上の規制目的との関連性は認められるが、必要性が認められず、また、適用ぶりから柱書上の「恣意的で正当化できない差別」に該当する、とした。最後に、規制全体に関して、たとえ各号を満たすとしても、適用ぶりが柱書上の「恣意的で正当化できない差別」に該当するとした。よって、パネルはいずれの措置についても正当化の主張を認めなかった。

2017年2月、インドネシアが上訴し、2017年11月に上級委員会報告書が公表されたが、上記の各点については特に判断の変更はなされていない。

(イ) 鶏肉及び鶏製品に関する輸入規制（DS484）

本件については、2017年5月にパネル報告書が公表され、上訴されずに判断が確定した。しかし、その後ブラジルの要請によって履行確認パネルが係属し、2020年11月履行確認パネル報告書が公表され、同年12月にインドネシアが機能停止中の上級委員会に上訴した（いわゆる空上訴。第17章「WTOの紛争解決手続」のコラム「WTO上級委員会を巡る動向」参照）。

(i) 原審パネル判断の概要

輸入許可リスト（ポジティブ・リスト）措置（同リストに掲載されていない対象品目は輸入できない）は、GATT 11 条 1 項に違反し、インドネシアが主張するハラル関連の国内法令との関連性は認められるが、認証制度が代替措置として存在すること等に鑑みて必要性が認められず、同 20 条(d)号で正当化できない。

用途制限措置のうち、冷凍鶏肉についてホテル、レストラン等の特定用途又は近代的市場での販売のためだけ輸入できるとする規制については、国内産品に適用される同等の措置が存在しないため、GATT 3 条 4 項は適用されない。しかし、本措置は 11 条 1 項違反にあたり、かつ、20 条(b)号（健康保護）及び(d)号（消費者誤認防止のための国内法令遵守）による正当化の主張については、いずれも目的との関連性は認められるものの、目的貢献度に疑義があり貿易制限度は高いこと等から必要性が認められないため、正当化は認められない。他方、用途制限のうち冷蔵貯蔵庫の保有をを求める規制については、国内産品に対する同等の措置が存在するため GATT 3 条 4 項が適用され、輸入品に対して国産品よりも厳格な執行（より厳格な制裁規定、流通計画の提出・遵守義務等が適用される）が求められる点において同条項に違反し、また、インドネシアは国産品と輸入品を区別する理由を説明できないため、GATT 20 条(b)又は(d)号による正当化は認められない。

輸入許可レジーム措置（関連する各種手続が申請者にとって負担が重いこと）については、申請期間・有効期間が限定されるため運用上輸入できない期間が発生することや輸入条件が硬直的に運用されている点等で、GATT 11 条 1 項に違反する。また、インドネシアは、ハラル規制、公衆衛生、消費者誤認防止、税関等に関する国内法令を遵守するための人材配置を可能にする措置であるとして 20 条(d)号による正当化を主張したが、措置と当該目的との関連性は認められるものの、措置を通じて入手できる情報の有意性が疑わしいことから、目的に対して重要な貢献度があるとはいえず、ブラジルが主張する代替方法（輸出貨物量等の別の情報に基づく人材配置）がありうるため、必要性が認められない。よって、同号に基づく正当化は認められない。

他方、ハラルラベル規制（ハラル製品に関するラベル規制の執行について、国産品には猶予期間や小規模販売に対する例外が認められること）については、国内法の解釈上国産品について猶予期間が定められていることは認められず、また、ブラジルが主張する悪影響（輸入冷凍鶏肉は、解凍後も、包装が強制され、その結果ラベルも強制されること）は、別の規制（輸入鶏肉に対する伝統市場到達前の包装やラベルの義務付け等）に基づくものであり、小規模販売例外と真正な関連性を有すると認められないため、GATT 3 条 4 項違反は認められない。

また、直送義務（原産国からインドネシアの輸入地への直送が必要とされる）については、国内法の解釈上第三国への停泊が禁止されるとは解釈できないこと等から、GATT 11条1項違反は認められない。

さらに、本件では、ブラジルが、(a)複数の個別措置によって構成され、(b)それらが複合的に運用されることで発生・執行され、(c)単一の優先的（*overriding*）な目的を達成するために設けられた、明文のない措置としての、鶏肉・鶏製品の輸入に関する一般的禁止（*general prohibition*）が存在し、同措置は個別の構成措置が変更されても存続し続けるものであり、GATT 11条1項等に違反すると主張している。ブラジルは、同措置は、上記の輸入許可リスト措置・用途制限措置・輸入許可レジーム等に加えて、動物・動物製品について国内供給を輸入に優先する旨の規定や、対象産品を含む必需品・戦略的物品の輸入について政府の裁量が広く認められることから構成されている、と主張している。しかし、本件措置については、個別の構成要素から区別される単一の措置として存在することが認められず、各個別措置とブラジルが主張する単一の優先的目的（自給自足政策）の間の関連性が認められず、また、当該目的が貿易制限措置を通じて将来実施されうことは立証できていないことから、ブラジルは、一般禁止措置の存在を立証できていない。したがって、同措置に関する主張は認められない。

(ii) 履行確認パネル判断の概要

履行期間後も冷蔵貯蔵庫の保有規制について輸入品が国産品よりも厳格な執行を求められる（より厳格な制裁規定、流通計画の提出・遵守義務等が適用される）措置は、依然としてGATT 3条4項に違反する。

他方、輸入許可リスト（ポジティブ・リスト）措置が維持されている点については、現在は、係争対象品目は全てポジティブ・リストに掲載されており、輸入禁止にあたる法的障害は見当たらないため、GATT 11条1項に違反するとはいえない。

また、輸入許可を得た条件（輸入港、輸入量等）の変更が制限される措置（固定許可条件）についても、ブラジルは、現在の輸入許可の条件変更のための手続が、変更の許可・不許可について当局に無制限の裁量を与えるものであることや、輸入者による変更を妨害ないし著しく制限するほどの負担をもたらすものであることを立証できていないため、GATT 11条1項に違反するとはいえない。

<参考>

輸出規制

最近の国際貿易の問題として、天然資源や食料等の輸出規制が取り上げられ、WTO ドーハ・ラウンド交渉においても NAMA 交渉や農業交渉で幾たびも触れられているテーマとなっている。また、2020 年からの新型コロナウイルス感染症の蔓延時にも、一部の国がマスク等の輸出制限を実施した。従来、数量制限については主に「輸入」の面に主眼が置かれてきたが、ここでは特に「輸出」の面に主眼を置き、主に WTO 協定を中心とした輸出規制に係る規律を紹介すると共に現在の問題点・今後のあり得べき方策について検討を行う。

1. 輸出規制をめぐる問題点

輸入制限同様、各国においてモノの輸出に関する制限・規制も各国で行われている。現存する輸出規制をその目的からみれば以下のような措置を観察できる。

①財政収入を得るための輸出関税（税）

1 つとしては、主に国内の徴税機能が不十分な途上国に見られるように、財源として輸出規制を行うことがある。これは主として「輸出税（輸出関税）」という形を採り、水際で確実な徴税が可能となる。

（第5章「関税」1.（1）②「関税の機能」参照）

②国内産業保護のための輸出制限・輸出関税（税）

輸出規制が資源等の中間投入物に対して行われる場合、それが自国産業の競争力を維持する機能を果たす可能性がある。例えばある稀少資源物質について輸出を規制し、国内の自国産業に優先的に割当てを行うことにより、結果として自国産業の競争力を保持することが可能となる。

③国内供給確保のための輸出制限・輸出関税（税）

国内において食料が欠乏している場合において、輸出を制限し国内食料需給を確保するために食料 輸出規制を行うことがある。

④投資に関連する輸出要求

投資許可の条件として特定措置の履行を要求される（パフォーマンス要求）ことがあり、その一例として、一定水準の輸出を要求する等の輸出パフォーマンス要求がある（投資に関するパフォーマンス要求の規律は第 III 部第 5 章参照）。

⑤その他（外交手段としての措置、安全保障貿易管理等）

外交の手段として時に輸出の規制が行われることがある。例えば、国連安全保障理事会決議（第 748 号）を受けた経済制裁措置として、我が国は外国為替令、輸出貿易管理令等を改正し、同令に基づきリビアを仕向地とする航空機及びその部分品の輸出・仲介貿易取引の禁止を行った（同安保理の制裁措置はその後事案の解決を見て停止、その後の運用において国連安保理決議を理由として不許可又は不承認としないことを原則とした）。

また、核兵器などのいわゆる大量破壊兵器の拡散防止等を目的として、安保理決議や国際条約、国際輸出管理枠組みなどにに基づき輸出規制が行われる場合もある。

かつては、輸入国からの要求により輸出自主規制を行うことがしばしばあった。しかし、以下に言及するとおり、現在にかかる輸出自主規制は、これを要求することも含め、セーフガード協定において明確に禁止されている。

上記の措置のうち、天然資源に係る産出国における輸出制限は、各国における経済活動、安全保障等の面で死活的な問題となり得るものである。天然資源については、資源小国でもある我が国同様、多くの国が原油、レアメタル等の天然資源を限られた少数国からの輸入に依存しているからである。また、食料についても食料の国際市場への供給量を低減させ国際価格の高騰を助長しており、途上国を含む食料輸入国において国民の生命に直接影響を及ぼす深刻な問題となっている。

2. 現行のルールの大観

輸出規制にかかるWTO協定における規律及びその他の規律の概要は、下記のとおり。

(1) WTO協定における規律

①数量制限の原則禁止（GATT 11条）

GATT 11条は、数量制限の一般的禁止等を定めた主要規定であり、「輸出」についても適用される（本章「1. ルールの概観」及び第4章「正当化事由」参照）が、いわゆる「輸出税」については（GATT 第2条の関税譲許の対象となるか議論があるものの）適用されない。なお、輸出税については、「税」を支払えば輸出できることから、数量制限には当たらないという考え方もある（関税の定義・意義については第5章「関税」参照）。また、輸出についても輸入同様に各種の適用除外・例外規定が存在する（下記参照）。

(a) 国内供給物資不足対処のための例外

- ・ GATT 11条2項（a）：食糧その他・不可欠物資の危機的な不足の防止・緩和のための一時的な輸出禁止・制限⁶。

(b) その他の例外

- ・ GATT 20条：一般的例外（特に（b）人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置、（g）有限天然資源の保存に関する措置（国内の生産・消費制限と関連して実施されるもの）、（i）国内の加工業の不可欠原料の数量確保措置、（j）一般的・地方的に供給が不足している製品の獲得又は分配のために不可欠な措置（全加盟国が国際的供給について衡平な取分を受ける権利を有するという原則に合致するもの）。
- ・ GATT 21条：安全保障例外。

<図表 II-3-5> GATT 11条の適用例外及びGATT 20条・21条の正当化事由の輸出措置への適用

	輸入措置への適用	輸出措置への適用
GATT 11条2項（a）：食糧・不可欠物資の不足	×	○
GATT 11条2項（c）：農漁業製品の輸入制限	○	×（ただし、農業協定第12条の通報・配慮義務有）
GATT 20条：一般的例外	○	○
GATT 21条：安全保障例外	○	○

②適用時の手続的規律

(a) 一般的最恵国待遇（GATT 1条1項）

輸入同様、輸出についてもWTO加盟国が他の加盟国の同種の産品に最恵国待遇を付与しなければならない（第1章「最恵国待遇」参照）。

⁶ なお、農業協定12条はGATT 11条2項（a）（食糧その他不可欠物資の危機的な不足）に基づく食糧の輸出禁止・制限に関して通報義務・輸入国の食糧安全保障への配慮義務を規定している。

(b) 数量制限の無差別適用（GATT 13条）

輸入同様、輸出に関しても例外規定に基づき実施される制限は、原則無差別に適用されなければならない（本章「1. ルールの概観」参照）。

(c) 手数料及び手続（GATT 8条）

輸出に関する手数料及び手続は、提供された役務の概算の費用にその額を限定しなければならない。また、手続の複雑性を局限し、所要種類を少なくしかつ簡易化する必要がある。

(d) 貿易規則の公表及び施行（GATT 10条）

国際貿易に関する法令、司法上の判決等については直ちに公表しなければならない。GATT の一般的な透明性の要件の規律として、輸出に関する貿易規則の公表及び施行が本規定の規律の対象となる。

(e) GATT 17条の解釈に関する了解

国家貿易を行う企業に関する通報義務を規定。

③その他の考慮規定**(a) セーフガード協定（GATT 11条3項）**

輸入国政府が輸出国政府に対して輸出自主規制を要請又は強要する等のいわゆる「灰色措置」である輸出自主規制を禁止（第8章「セーフガード」参照）。

(b) TRIMs 協定（GATT 2条1項）

GATT 3条（内国民待遇）及び11条に違反する貿易に関連する投資措置の禁止。典型的には輸出パフォーマンス要求が考えられる（第9章「貿易関連投資措置」参照）。

<図表 II-3-6 > WTO における農業分野の輸入国と輸出国の規律に関する対比表

	輸入側	輸出側
関税	<ul style="list-style-type: none"> 全農産物の輸入関税を譲許。 UR合意による削減義務有り。 ルールに則ったセーフガード措置により引き上げが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出税は非譲許。 輸出税は削減義務なし。 規律がないため、新設や引き上げは自由。
数量制限	<ul style="list-style-type: none"> 輸入数量制限は原則として関税化。 最低輸入機会（ミニマム・アクセス）を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 以下を条件に輸出制限の新設や存続が可能。 <ol style="list-style-type: none"> ① 輸入国の食糧安全保障に及ぼす影響に配慮する。 ② 事前に通報し、要請があれば輸入国と協議。

<図表 II-3-7 > 輸出規制の措置類型から見た規律

輸出規制の類型	WTO協定上の規律	
	原則	例外
①財源機能からの措置 (特に輸出税の賦課)	特段の禁止規定無し（ただし、WTO 加盟時の約束による規律のある場合がある。また、GATT 2条の関税譲許の対象となるかについては議論がある。）	—

輸出規制の種類	WTO協定上の規律	
	原則	例外
②国内産業保護としての措置	GATT 11条で禁止	・ GATT 20条：一般的例外 (i) 国内の加工業に対しての不可欠原料の数量確保措置
③国内供給物資不足対処のための措置	GATT 11条で禁止	・ GATT 11条2項(a)：食糧その他不可欠物資の危機的不足の防止・緩和のための一時的な措置 ・ GATT 20条：一般的例外 (g) 有限天然資源の保存に関する措置 (i) 国内の加工業の不可欠原料の数量確保措置 (j) 一般的・地方的に供給が不足している産品の獲得又は分配のために不可欠な措置
④投資に関連する措置	TRIMs協定2条1項に基づく輸出パフォーマンス要求等の禁止	—
⑤外交手段としての措置	GATT 11条で禁止	・ GATT 21条：安全保障例外 ・ セーフガード協定11条3項に基づく灰色措置の禁止

(2) その他の規律 (WTO加盟交渉、二国間・複数国間協定)

① WTO加盟交渉

WTO設立後の加盟国は、加盟時約束として、輸出制限に関するいくつかの義務の遵守を求められている⁷。

- I. 既存のWTO協定の規定遵守を約束・確認(輸出規制に関し、GATT 11条、12条、13条、17条、18条、19条、20条、21条、農業協定、セーフガード協定の遵守を規定。)
- II. GATT 10条の透明性要件の強調
- III. 既存加盟国の関心品目に関する規律(例：モンゴル：カンミア毛及び非鉄金属、アルバニア：皮及び皮革、モルドバ：ワイン)
- IV. GATTの規律を超える追加的な要件(例：中国は非自動輸出の規制は毎年通報が必要、輸出税は加盟議定書で留保された品目のみ賦課可。)

<図表 II-3-8> WTO加盟時の輸出規制に関する規律概要

エクアドル (1996年加盟)	I. WTO協定を超える義務 ・加盟時までに加盟作業部会報告書で言及されていないWTO協定で正当化されない輸出規制を撤廃
ブルガリア (1996年加盟)	I. WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認 ・輸出税は食料の危機的な不足又は国内産業への供給の危機的な欠乏を緩和するために適用され、WTO加盟後はそれらの税はWTO協定整合的に適用される ・WTO加盟後、輸出税の適用を最小化し、また、輸出税の多寡、適用範囲の変更等も公的刊行物で公表する。
モンゴル (1997年加盟)	I. WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認 ・加盟時以後、輸入又は輸出の停止又は貿易量を制限するライセンス要件の適用はWTO協定の要件に適合させる

⁷ OECD TD/TC/WP(2003)7/FINAL: ANALYSIS OF NON-TARIFF MEASURES: THE CASE OF EXPORT RESTRICTIONS

	<p>III. 既存加盟国の関心品目に関する規律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カシミア毛の輸出禁止措置を1996年10月1日まで維持（それ以後は30%の従価税換算輸出税を導入） ・鉄及び非鉄金属の輸出ライセンス要件を1997年1月までに撤廃 <p>IV. WTO協定を超える義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出税を漸減し、加盟後10年以内に撤廃
パナマ (1997年加盟)	<p>I. WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟時以後、輸入又は輸出の停止又は貿易量を制限するライセンス要件の適用はWTO協定の要件に適合させる ・加盟以後輸出管理についてはWTO協定の規定と整合的となる場合にのみ適用される
キルギス共和国 (1998年加盟)	<p>I. WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟時以降輸出ライセンス制度をGATT 11条の要件に整合させる
ラトビア (1999年加盟)	<p>IV. WTO協定を超える義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての（輸出）関税変更は公的刊行物で公表する ・附属書3に規定されるすべての輸出税を骨董品を除き2000年1月1日までに撤廃する
エストニア (1999年加盟)	<p>I. WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟時に残存する輸出管理要件についてはWTO協定の規定と完全に整合させる <p>II. WTO協定を超える義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WTO加盟後、輸出税の適用を最小化し、適用においてWTO協定の規定及び公表された公的刊行物に適合させる。また、輸出税の多寡、適用範囲の変更等も公的刊行物で公表する。
ヨルダン (2000年加盟)	<p>I. WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟時に残存する輸出管理要件についてはWTO協定の規定と完全に整合させる
ジョージア (2000年加盟)	<p>I. WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟時に残存する輸出管理要件についてはWTO協定の規定と完全に整合させる
アルバニア (2000年加盟)	<p>I. WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟時に残存する輸出管理要件についてはWTO協定の規定と完全に整合させる ・加盟時より輸出規制についてはGATT 11条の規定と整合的となる場合にのみ課される <p>III. 既存加盟国の関心品目に関する規律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皮革等の特定の品目の輸出禁止について1999年9月16日付の決定により撤廃
オマーン (2000年加盟)	<p>I. WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟時に残存する輸出管理要件についてはWTO協定の規定と完全に整合させる
クロアチア (2000年加盟)	<p>I. WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟時より輸出規制についてはWTO協定の規定と整合的となる場合にのみ課される <p>IV. WTO協定を超える義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1999年1月時点ですべての輸出割当、輸出禁止その他の形態の輸出規制を撤廃
リトアニア (2001年加盟)	<p>I. WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟時より輸出規制についてはGATT 11条の規定と整合的となる場合にのみ課される
モルドバ (2001年加盟)	<p>I. WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな政策手段が将来導入される場合にはWTO協定の規定に完全に整合させる <p>III. 既存加盟国の関心品目に関する規律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モルドバワインの品質イメージ向上を意図した非瓶詰めワインに関する暫定的な輸出規制を維持しない

<p>中国 (2001年加盟)</p>	<p>I. WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通関時の手数料又は課徴金及び内国税又は内国課徴金（増値税を含む）をGATTに整合させる ・非自動輸出許可及び輸出制限に関してWTO協定の規定を遵守 ・対外貿易法をGATTの要件と整合させる ・加盟時以降、輸出制限及び許可はGATTの規定により正当化される場合についてののみ適用する <p>IV. WTO協定を超える義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟議定書に記載されているかGATT8条の規定に適合する場合を除き輸出品に課税させる税及び課徴金をすべて廃止する（課税する場合も税率の上限を規定） ・輸出許可・承認所管機関リストは最新のものとされ、変更については公的刊行物で公表される ・残存する非自動輸出制限は毎年WTOへ通報し、WTO協定又は加盟議定書に基づき正当化させる場合を除き撤廃
<p>台湾 (2002年加盟)</p>	<p>(輸出規制に関するWTO協定を超える追加的な義務措置なし)</p>
<p>北マケドニア (2003年加盟)</p>	<p>(輸出規制に関するWTO協定を超える追加的な義務措置なし)</p>
<p>アルメニア (2003年加盟)</p>	<p>I. WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出ライセンス要件その他の輸出管理要件についてWTO協定の規定に整合させる
<p>カンボジア (2004年加盟)</p>	<p>I. WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟時より輸出措置法令・規制及びその適用をWTO協定の規定に整合させる
<p>ネパール (2004年加盟)</p>	<p>I. WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出に関し発生する課徴金・費用等に関しWTO協定に整合させる ・輸出ライセンス要件その他の輸出管理要件についてWTO協定の規定に整合させる
<p>サウジアラビア (2005年加盟)</p>	<p>I. WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出の権利に関する法令、規制、要件及びすべての課徴金・税、加盟時に残存する輸出管理要件について完全にWTOの義務に整合させる <p>IV. WTO協定を超える義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種苗、繁殖馬や助成された小麦・小麦粉等のいくつかの例外品目を除き輸出禁止措置を維持しない。 ・助成されたものを除き小麦・小麦粉に対する輸出禁止措置は存在せず、輸出ライセンスも承認される。 ・いかなる貿易事業者、製造事業者も手数料無しに輸出ライセンスの申請が可能。 ・輸出ライセンスの自動・非自動承認如何は附属書で明記される。 ・輸出ライセンス手続はWEBサイト上で公表され、輸出規制の内容更新は公的刊行物で公表される。 ・scrap metalに関する輸出禁止措置は加盟前に撤廃 ・食料品の再輸出承認要件は加盟時に廃止（助成された食料品の再輸出は助成額の払い戻し額による） ・輸出税は皮革にのみ課税（税率は従量税として規定）。 ・鉄及びsteel scrapには輸出税を課税しない。
<p>ベトナム (2007年加盟)</p>	<p>I. WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出規制に関しWTO協定の規定に完全に整合させる。
<p>トンガ (2007年加盟)</p>	<p>I. WTO協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出規制に関しWTO協定に整合させる。

ウクライナ (2008年加盟)	<p>I. WTO 協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来にわたり輸出ライセンス要求、輸出規制、輸出数量制限その他の措置について WTO 協定整合的とする。 ・現行又は将来の輸出ライセンス手数料について GATT 8 条と整合的とする。 <p>IV. WTO 協定を超える義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の品目に関する輸出税の段階的引下げ、引上げその他引上げ同様の効果を有する措置の不適用（GATT 例外に基づき正当化される場合を除く） ・現行輸出税及び適用に関する政策変更の公表 ・加盟時からの最低輸出価格規制の不適用 ・非鉄金属、金、銀、ダイヤを除く宝石・貴金属及び穀物に関する現行輸出規制の撤廃 ・貿易救済決定の一部として適用されている輸出数量制限の見直し
ロシア (2012年加盟)	<p>I. WTO 協定の輸出規制に関する義務の遵守を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出数量制限、輸出ライセンス等の輸出規制に関し WTO 協定に整合させる。 ・輸出税は加盟規定書に規定しているスケジュールに基づき撤廃もしくは削減。

②二国間・複数国間協定における規律

二国間・地域間協定においても、輸出規制に関する規律が定められている。また、日ブルネイ EPA においては我が国の EPA として初めてエネルギーに関する章を設置し、輸出規制適用時の既存契約への考慮、導入時の書面通報等の義務を規定している。さらに日インドネシア EPA や日豪 EPA においてもエネルギー・鉱物資源章を設け、輸出入規制に関するいくつかの義務を規定している（第III部第8章〈エネルギー〉参照）。

輸出税	禁止	日シンガポール EPA、日メキシコ EPA、日チリ EPA（条件付）、日ブルネイ EPA（新設のみ）、日スイス EPA、日ペルー EPA、日豪 EPA、TPP（条件付）、日 EU・EPA
	撤廃の努力	日フィリピン EPA
輸出制限	GATTの規定の再確認	日メキシコ EPA、日チリ EPA、TPP、日 EU・EPA

③その他の規律（多国間協定（パーゼル条約、モンテリオール議定書、ワシントン条約））

パーゼル条約、モンテリオール議定書、ワシントン条約に加え、国際商品協定（途上国経済の持続的発展を目的として一次産品の価格低落及び急激な変動を回避する協定）等においても、輸出規制に関する規律が定められている。

3. 現行の規律の有効性及び今後の対応

(1) 現行の規律の有効性

WTO 協定が輸出制限に関する有効な規律となっていないとの指摘もあるが、輸出制限に対する規律については、各国の主権、資源の困り込み、環境保護、自国産業保護、財政的側面（税関における財政収入）等の理由により、多数国間による効果的なルールを策定するにあたっての困難性が存在するため、関心国（主として輸入国）は個別に輸出制限を規律する規定の手当を行っているのが現状である。

(2) 輸出制限による影響（経済的視点を含む）

輸出制限は、交易条件の改善や重要物資の国内供給の確保、対象物資の精練・加工や当該物資を原材料とする製品製造に関する国内産業の保護・育成など、短期的な便益をもたらす可能性を否定できないものの、中長期的には

競争の欠如により生産性を向上及び合理化させる誘因を低下させることなどを通じて、当該産業の発展や経済的便益を損なうおそれ大きい。近年では、主に新興国において、輸出制限による鉱物資源の囲い込み（資源ナショナリズム）の動きも見られる。

(3) 今後の対応

我が国は、ドーハ・ラウンド交渉の NAMA 交渉において輸出制限の設定にかかる手続的な透明性の確保が多国間貿易において重要な課題である旨主張⁸をしており、また農業交渉においても食料需給の安定を損なう輸出規制・制限及び輸出税に関する規制の強化の必要性について主張しているところである。さらに OECD の貿易委員会においては、「貿易・投資関連規制の透明性」について政策的議論を継続して行っていくことを主張している。また、個別の EPA 等でも輸出規制に関する規律の強化を導入すべく各国と交渉を行っていく。

4. 主要ケース

(1) 日本一半導體（最低価格）（BISD 35S/116）⁹

1980年代、日本は日米半導体協定に基づき日本から米国以外の地域に輸出される半導体の最低価格規制を実施（COCOM 規制の目的で導入された外為法に基づく輸出許可制度に関し、1986年11月からは半導体の輸出価格監視のために用いた。また、当時、我が国はダンピングを防ぐ目的で半導体輸出のモニタリング措置を実施。また輸出事業者に対しダンピングを行わないよう指導を繰り返し行っていた）。EEC（当時）はこの我が国による半導体の最低輸出価格規制が GATT 11 条の輸出制限等に該当する旨主張。我が国はこの半導体輸出価格規制は法的拘束力がなく、GATT の規律対象となる措置ではないと主張したものの、輸出規制が法律等拘束力のある措置によって行われたものでなく、非公式の行政指導のような事実的措置によって行われたものであっても、GATT 11 条 1 項の対象となり GATT 11 条に違反するとした。

(2) アルゼンチン—皮革（DS155）¹⁰

アルゼンチンの皮革産業団体が皮革等の輸出前段階の輸出通関代理の権限を付与され、同団体は皮革を含む製品に関する手続規定を公布。同手続によると、積込前輸出検査に国内皮革産業関係者が臨席することとされ、実際の検査は国内皮革産業関係者が実施していた。

EU は国内皮革産業関係者が輸出の通関手続に臨席することが事実上の輸出制限に該当し、GATT 10 条 3 項 (a)、11 条 1 項に違反する旨主張。パネルは、公平的、かつ合理的に貿易に関する法、規則、その他の措置を実施しなければならないことを規定する GATT 10 条 3 項 (a) に違反し、かつ輸出制限を規定した同手続規定が GATT 11 条の適用範囲となりうるとした（措置が GATT 11 条に違反するかどうかについては、EU が国内皮革産業団体の税関手続における介入が同条に違反する旨の立証を行っていないとして 11 条違反自体は否定）。また、それ自体は直接には輸出制限ではないが、間接的に輸出制限の効果をもちうる措置を GATT 11 条に違反するとし、国内産業と輸出規制当局との「癒着関係」に繋がりうる規則が GATT 上問題となり得ることを示唆した。

⁸ NAMA 交渉における NTB 提案：TN/MAW/15/Add.4/Rev.5 共同提案国・地域：台湾、韓国、ウクライナ、米国

⁹ 本件に関しては、間宮勇「日本の半導体に関する第三国モニタリング措置」1993年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/1993/93-10.pdf）も参照。

¹⁰ 本件に関しては、内記香子「アルゼンチン—牛皮輸出及び加工済み皮革の輸入に係る措置」2001年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書（https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2001/01-5.pdf）も参照。

(3) 米国一輸出制限を補助金として扱う措置 (DS194) ¹¹

ウルグアイ・ラウンド協定法 (URAA) により改正された 1930 年関税法 Section 771 (5)、URAA に付随する SAA (Statement of Administration Act)、商務省の対抗措置関税 Final Rules の説明、及び輸出抑制の扱いに関連する米国実務が他国の輸出制限措置を資金面での貢献として扱うものであり、補助金協定に違反するとカナダが申し立てた。

パネルは抽象的に輸出制限が補助金協定第 1 条の補助金とならないと判断し、また本ケースでの輸出抑制については補助金協定 1 条 1 項 (a) (1) (iv) の政府が委託し若しくは指示することという要件を構成せず、故に補助金協定 1 条 1 項 (a) の資金面での貢献になり得ないと判断した。

(4) 中国一原材料 9 品目に関連する輸出規制措置 (DS394、395、398) ¹²

米国及び EU は、米 EU 内事業者の原材料入手が困難になるなどの問題をきたしており、対話を続けてきたものの問題解決に至らなかったとして、2009 年 6 月、中国に対し、中国の原材料輸出制限について同時に WTO 上の協議を要請した (同年 8 月にメキシコも協議を要請)。その後、同年 11 月、米国、EU、メキシコの 3 カ国・地域は、7 月及び 9 月と二度にわたり中国と協議を実施したが、問題解決に到らなかったとし、WTO にパネル設置を要請した。三カ国が問題としているのは、ボーキサイト、コークス、ホタル石、マグネシウム、マンガン、シリコンカーバイド、シリコンメタル、黄リン、亜鉛の 9 品目及び同 9 品目を原材料として使用した加工品・半加工品に対し中国が課している輸出数量制限・輸出税の賦課であり、このような措置は GATT 11 条の数量制限の一般的禁止及び中国の WTO 加盟議定書 (輸出税の撤廃・上限輸出税率の設定) の約束に違反していると主張。これに対し中国は環境保護と有限天然資源の保存のための措置 (GATT 20 条 (g) に該当) であり、WTO ルールに整合的であると主張した。2011 年 7 月、中国の輸出数量制限・輸出税は、WTO 協定に整合的でないとのパネル報告書が公表された。同年 8 月に中国は上訴したが、2012 年 1 月末にパネルの判断を概ね支持する上級委員会報告書が公表された。

本ケースにおける RPT (勧告の妥当な実施期間) は 2012 年 12 月 31 日とされていたところ、2013 年の 1 月以降、ボーキサイト、コークス、螢石、マグネシウム、マンガン、シリコンメタル、亜鉛の 7 品目についての輸出税が撤廃されるとともに、黄リンについては、加盟議定書で定められている範囲内の税率へと変更された。加えて、ボーキサイト、コークス、ホタル石、シリコンカーバイド、亜鉛に対する輸出数量制限が撤廃された。

(5) 中国一レアアース等原材料 3 品目に関連する輸出規制措置 (DS431、432、433) ¹³

中国のレアアース、タングステン及びモリブデンに対する輸出制限措置 (輸出数量制限、輸出税、最低輸出価格) について、我が国は中国に対して措置の撤回を求めて二国間及びマルチでの交渉を行ったものの問題解決に至らなかったものとして、2012 年 3 月、我が国は、米国及び EU とともに、WTO 協議要請を行った。しかし、協議では解決に至らず、同年 6 月に 3 カ国がパネル設置を要請。同年 7 月 23 日にパネルが設置 (DS431、432、433) された。

パネル審理では、我が国、米国及び EU は中国の①レアアース、タングステン及びモリブデンに対する輸出税の賦課は中国の加盟議定書 11 条 3 項に違反、②同品目の数量制限は GATT 11 条に違反、③同品目の輸出許可制度 (貿易権の制限) は加盟議定書 5 条及び加盟作業部会報告書に違反する旨主張し、中国は、申立国が主張する措置は、GATT 20 条 (b) 及び (g) で正当化される旨主張した。2014 年 3 月 26 日に、我が国、米国、EU の主張を全面的に認めるパネル報告書が公表され、中国のレアアース、タングステン及びモリブデンに対する輸出規制措置 (輸出税、

¹¹ 本件に関しては、佐分晴夫「米国一輸出制限を補助金として扱う措置」2001 年度 WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 (https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2001/01-11.pdf) も参照。

¹² 本件に関しては、西元宏治「中国一原材料輸出規制に関する措置」2011 年度 WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 (https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2011/11-5.pdf) も参照。

¹³ 本件に関しては、伊藤一頼「中国一レアアース・タングステン・モリブデンの輸出規制措置」2014 年度 WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 (https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2014/14-2.pdf) も参照。

輸出数量制限、貿易権の制限)は、GATT及び中国のWTO加盟議定書に違反するとした。中国はこのパネルの判断を不服として、同年4月に上訴したものの、同年8月に、①中国が賦課している輸出税について、中国の加盟議定書上の規定を、「環境の保護に関する措置」のGATT上の義務の例外を規定するGATT 20条(b)の援用により正当化することはできない、②中国が講じている輸出数量割当について、GATT 20条(g)に規定する「有限天然資源の保全に関する措置」とはいえ、同規定の援用により正当化することはできないといったパネルの判断を全面的に支持する上級委員会報告書が公表された。

これらの報告書の履行については、当事国は、RPTの期限を2015年5月2日とすることで合意し、2014年12月8日にDSBに通告した。中国は、2014年12月31日付で公表した2015年の輸出数量制限対象品目において、2015年1月1日以降、レアアース、タングステン及びモリブデンを輸出数量制限の対象としないことを明らかにした。また、2015年4月23日、中国財政部はレアアース、タングステン、モリブデンに対する輸出税を同年5月1日から廃止する旨公表し、当該公表のとおり、同年5月1日からレアアース、タングステン、モリブデンに対する輸出税は撤廃された。

(6) インドネシアーニッケル鉱石輸出関連措置 (DS592) ¹⁴

インドネシアは、鉱業法(2009年制定)に基づき、①2014年からニッケル鉱石の輸出禁止措置を講じていたが、エネルギー鉱物資源大臣令2019年11号及び商業大臣令2019年96号によって、それまで一時的に輸出が許可されていた低品位の鉱石も含め、2020年1月以降のニッケル鉱石の輸出を完全に禁止した。また、インドネシアは、②エネルギー鉱物資源大臣令2018年25号及び2020年7号により、精錬業等の鉱業ライセンス保有者に対して、鉱石輸出前の国内加工実施義務(すなわち未加工鉱石の輸出禁止義務)を課した。より詳細な経緯については、第I部第3章(ASEAN)の該当措置部分参照。

EUは、上記2措置についてGATT 11条1項違反を主張し、2019年11月にWTO協議要請を行い、2020年2月にパネルが設置され、2022年12月にパネル報告書が公表された。結論として、両措置について、インドネシアの適用除外・正当化事由の主張を認めず、GATT 11条1項違反を認定した。インドネシアはパネル判断を不服として2023年1月に機能停止中の上級委員会に上訴した(いわゆる空上訴。第17章「WTOの紛争解決手続」のコラム「WTO上級委員会を巡る動向」参照)。

パネル判断の概要は以下のとおり。

①GATT 11条1項該当性(国内加工要件)

インドネシアは、国内加工要件について、ニッケル鉱石の国内販売に関する国内措置でありGATT 11条は適用されないと主張した。しかし、GATTは国境措置と国内措置を厳密に区別しておらず、措置が国内の行為主体を対象としているからといってGATT 11条1項の対象外となるわけではない。

国内加工要件によって輸出業者に販売されるのは下流製品のみでニッケル鉱石は販売されないので、同措置はニッケル鉱石の輸出を制限しており、GATT 11条1項上の「輸出のための販売」に関する措置として同規定の対象となる。

②GATT 11条2項(a)号によるGATT 11条第1項適用除外

両措置は、下記(i)-(iii)のとおり、GATT 11条2項(a)号のその他の要件(「不可欠の産品」であること、「一時的に課するもの」であること、「危機的な不足」があること)を満たさず、GATT 11条1項の適用除外は認められない。

(i) 「不可欠の産品」要件

低品位のニッケル鉱石について、インドネシアは経済的価値がないとしており、現在は「不可欠の産品」ではない。

¹⁴ 本件に関しては、福永有夏「尼ーニッケル輸出禁止措置」2022年度WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書(https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2022/8_DS592.pdf)も参照。

高品位のニッケル鉱石について、インドネシアは特定地方のニッケル鉱業、ステンレス鋼及びEV電池において「不可欠」であると主張しているが、本件措置は川下産業におけるニッケル鉱石の供給確保のためにとられたところ、EV電池の生産はまだインドネシアにおいて始まっておらず、ステンレス鋼の生産はインドネシア経済における重要性が小さい。

よって、ニッケル鉱石が「不可欠」であることは証明されていない。

(ii) 「一時的に課するもの」要件

インドネシアは一部の措置は短期間しか適用されていないと主張するが、高品位のニッケル鉱石の輸出禁止措置は連続して7年間、国内加工要件は9年間適用されており、「一時的に課する」ものとは言えない。インドネシアは各措置がいつ撤廃されるかも示していない。インドネシアは供給が需要に追いつくまで又は新たな製錬技術が利用可能になるまで措置を維持するとしているが、現在の需要と技術の状況を踏まえると本件措置は無期限に適用されると予想される。

(iii) 「危機的な不足の防止」要件

「危機的な不足」とは、「致命的である、又は決定的な重要性を持つ状況に相当する、又は極めて重要か決定的な段階若しくはターニングポイントに至るような量的不足」であり、単に供給が需要を満たしていないことや将来満たさないと予測されていることではなく、解決される見通しのあるものでなければならない。

インドネシアは対象措置が低品位鉱石も対象としているにもかかわらず、低品位鉱石についてデータを提出しておらず、低品位のニッケル鉱石について「危機的な不足を防止」するために措置を適用したと証明していない。また高品位のニッケル鉱石についても「危機的な不足を防止」するために対象措置がとられたと結論するには需要予測の根拠があまりにも薄弱である。

③GATT 20条(d)号による正当化

結論として、輸出禁止措置及び国内加工要件はGATT 20条の(d)号に該当せず、したがって同規定により正当化されない。各要件に関する判断は以下。

(i) GATT に違反しない法令の遵守を確保するための措置に当たるか

d号上の「法令」は「遵守の有無が問題となりうるもの」でなければならない、また規範性の程度、特定性の程度、執行可能性、導入主体、形式や名称、刑罰や処分の有無などを考慮しなければならない。

インドネシアが「法令」として主張する複数の国内法令規定のうち、法No.4/2009 96条(c)号は、鉱業ライセンス保持者に鉱業環境を管理及び監視するよう義務付けるもので、遵守の有無が問題となり、幅広い鉱業活動を対象としているもの(特定性)、不遵守については行政処分の対象となる(執行可能性)ことなどから、「法令」に該当する。他方、法No.4/2009 96条(d)号は、鉱業ライセンス保持者に鉱物石炭資源保存の努力義務にとどまり文言があいまいでかつ極めて広範な鉱業活動を対象としていること、環境の保護及び管理について定める法No.32/2009 57条も、適用対象が広い(え)鉱業ライセンス保持者が同義務を遵守するための特定の方法を定めていないことから、いずれも「法令」に該当しない。

「法令」である法No.4/2009 96条(c)号については、EUが争っていないので「GATTに違反しない」と認められる。

次に、措置が法令の「遵守を確保するため」のものかについて、本件の輸出禁止措置又は国内加工要件が法No.4/2009 96条(c)号の遵守確保を「わずかでも又は仮定的にでももたらしうる(capable, even remotely or hypothetically)」ならば、両措置は同規定を遵守確保するよう「設計されている(designed)」とみなされる。輸出禁止措置については、ニッケル鉱石の生産量や輸出量を減少させることで環境にプラスの効果を与える可能性を否定できないので、96条(c)号の遵守を確保できないわけではない。国内加工要件についても、垂直統合を進めることで持続可能な鉱業活動を実現し96条(c)号の遵守を確保することができないわけではない。よって両措置は、96条(c)号の遵守確保のための措置であると認められる。

(ii) 必要性要件

まず、関連する利益又は価値の相対的重要性について、環境保護が重要であるとの WTO 加盟国の認識やインドネシアにおける鉱業活動が環境に与える影響を踏まえ、環境保護という目的はインドネシアにとって高い重要性を有する。

次に、措置の貿易制限性について、輸出禁止措置は最も貿易制限的な措置である。国内加工要件も(一時的に一定条件を満たす低品位鉱石の輸出が認められていたので輸出禁止措置ほどではないにしても)極めて貿易制限的な措置である。

次に、措置の目的達成貢献度については、措置が遵守確保という目的達成に実質的に貢献する性質を有して (apt to) いなければならない。輸出禁止措置は、96条(c)号や持続可能な鉱業実現という目的に明示的に言及しておらず、またニッケル鉱石採掘量の減少量は輸出禁止措置の効果に対応していない。国内ニッケル鉱石利用は増加傾向にあり、輸出禁止措置がニッケル鉱石採掘を減らすことで96条(c)号の遵守確保に貢献するとの主張を整合しない。

国内加工要件についても、関連規定は96条(c)号や持続可能な鉱業実現という目的に明示的に言及しておらず、また国内加工要件によって促進された垂直統合が法執行活動の改善に貢献したとしても、そのような貢献が実質的であったことや、国内加工要件が垂直統合を促すことで96条(c)号の遵守確保に実質的に貢献したことは証明されていない。

以上の要素の比較衡量から、両措置の GATT 20 条 (d) 号上の必要性は証明されていない。

最後に、EU が提案している、環境関連義務の遵守を検証する輸出許可制度という代替措置は、①インドネシア域内の主体に対して関連環境規制を遵守していることの証明を輸出前に求めることによって、少なくとも対象措置と同程度に96条(c)号遵守確保に貢献しており(目的貢献度)、②環境関連義務を満たせば輸出が認められるので輸出禁止措置や国内加工要件よりも貿易制限的でなく(貿易制限度)、③輸出者に環境義務遵守を証明する書類の提出を求めるに留まり禁止的又は実質的なコストや困難を伴うとはいえない(利用可能性)ため、代替措置として適格である。

よって、インドネシアの両措置の必要性は証明されておらず、同条柱書については検討する必要はない。